

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

第40条中「次条第1項、」の次に「第41条第1項、」を追加し、「第43条及び第44条」を「第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項」に改め、「企業年金連合会給付規程」の次に「(以下「連合会給付規程」という。)」を追加し、「次の各号」を「次の各号の」に改める。

第40条の次に次の一条を加える。

(所在不明に関する届書等の提出)

- 第40条の2 老齢年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、連合会給付規程の定めるところにより、すみやかに、所在不明に関する届書を連合会に提出しなければならない。
- 2 連合会は、前項の規定による届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、連合会給付規程で定める生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。
- 3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、連合会給付規程の定めるところにより、当該書面を連合会に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(所在不明に関する届書等の提出に係る経過措置)

第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第40条の2の規定は、平成17年10月1日前において、厚生年金基金連合会規約に基づき企業年金連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者について準用する。

企業年金連合会規約変更理由書

1 変更理由

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。）の一部施行に伴い、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成26年厚生労働省令第20号。）が改正されたことにより、老齢年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、所在不明に関する届書を連合会に提出しなければならないこととなったため、規約の一部について所要の変更を行うものである。

2 変更内容

所在が1月以上明らかでない老齢年金給付の受給権者と同一の世帯に属する者は、所在不明に関する届書を連合会に提出しなければならないこと、また、連合会は、当該受給権者に対し、生存の事実を確認できる書面の提出を求めることができる旨の規定を追加する。その他、以上の変更に伴い、関連箇所の字句等を整理する。

3 実施時期

この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、<u>第41条第1項、第43条、第44条第1項及び第2項並びに第44条の2第2項</u>において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程（以下「<u>連合会給付規程</u>」という。）の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号の<u>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 老齢年金給付の全額につき支給を停止されているとき。</p> <p>(2) 連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。</p> <p><u>(所在不明に関する届書等の提出)</u></p> <p>第40条の2 <u>老齢年金給付の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が1月以上明らかでないときは、連合会給付規程の定めるところにより、すみやかに、所在不明に関する届書を連合会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 連合会は、前項の規定による届書が提出されたときには、当該受給権者に対し、連合会給付規程で定める生存を明らかにすることができる書面の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、連合会給付規程の定めるところにより、当該書面を連合会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(生存に関する届書の提出)</p> <p>第40条 連合会が支給する第37条第1号、第2号及び第3号の給付（以下この条、次条第1項、第43条及び第44条において「老齢年金給付」という。）の受給権者は、企業年金連合会給付規程の定めるところにより、生存に関する届書を連合会に提出しなければならない。ただし、次の各号<u>いずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 老齢年金給付の全額につき支給を停止されているとき。</p> <p>(2) 連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより生存の事実を確認したとき。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p data-bbox="568 165 636 193" style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="107 213 255 240"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="91 261 1048 288">第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="91 304 1106 427">第2条 この規約による変更後の企業年金連合会規約第40条の2の規定は、平成17年10月1日前において、厚生年金基金連合会規約に基づき企業年金連合会が老齢年金給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を有する者について準用する。</p>	